

第29回自然公園等小委員会

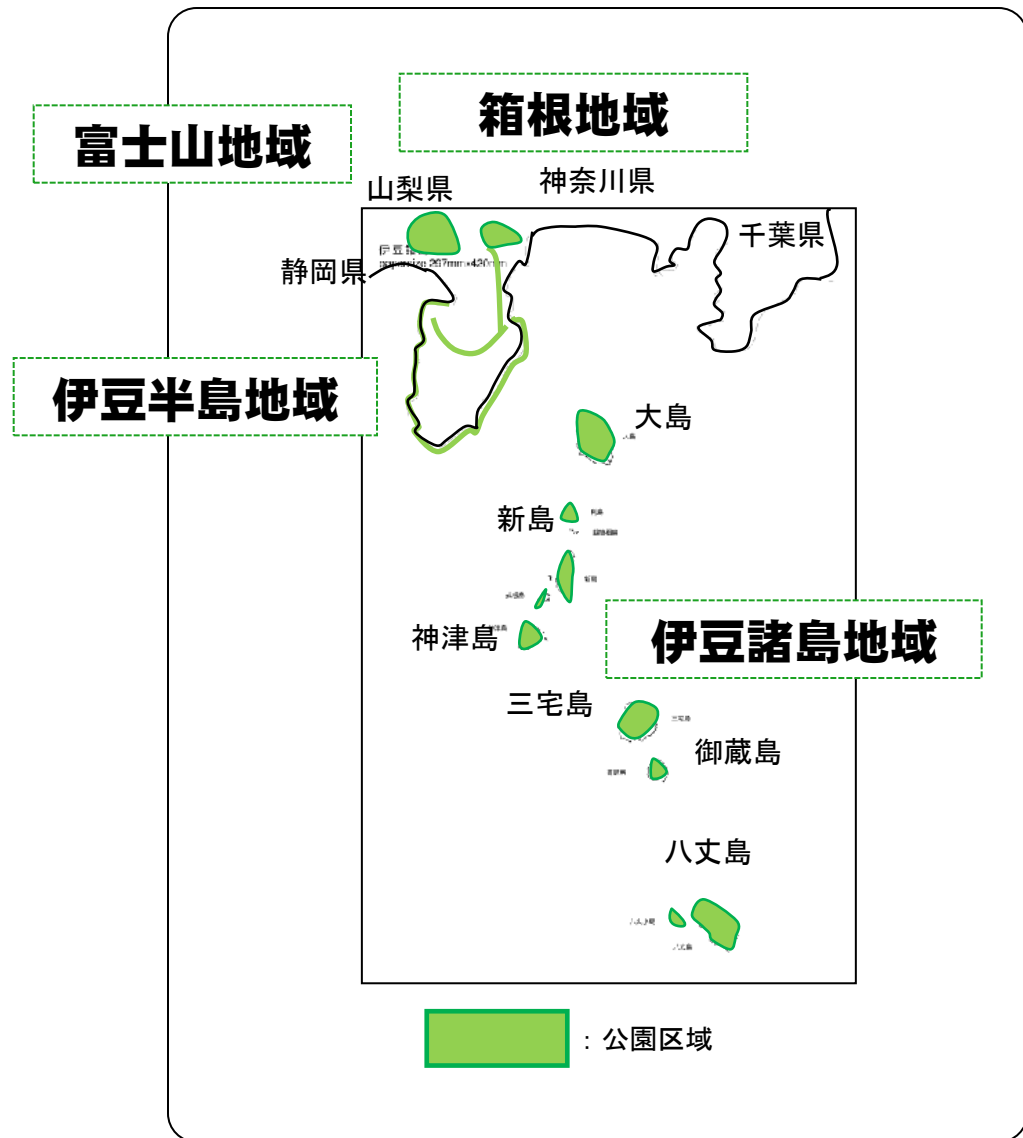
国立・国定公園の公園区域及び公園計画の変更について

富士箱根伊豆国立公園（箱根地域） の公園計画の変更について

富士箱根伊豆国立公園の概要

- 指定
 - 昭和11年2月1日
(富士箱根国立公園として)
 - 昭和30年3月15日
(伊豆半島地域を編入)
 - 昭和39年7月7日
(伊豆諸島地域を編入)

- 面積
 - 121,695ha(陸域)
 - うち、箱根地域
 - 11,166ha



太平洋の島々から霊峰富士を繋ぐ一大火山群 ～火山地形と文化が創り出す多様な景観～

- 富士山を頂点とし、伊豆半島から七島、硫黄海嶺に続く火山列に起因する火山孤峰、火山カルデラ、半島、列島景観
- これらの景観と一体的な、富士五湖と称される山中湖等の湖沼群、富士山山麓の溶岩粒状に広がる青木ヶ原樹海といった原生林、芦ノ湖・仙石原を中心とする火口原部、駒ヶ岳等を中心とする中央火口丘等



伊豆半島からの富士山



芦ノ湖畔



青木ヶ原樹海と富士山

富士箱根伊豆国立公園(箱根地域) 経緯

- 昭和11年 : 富士箱根国立公園指定
- 昭和13年 : 区域拡張
- 昭和50年 : 全般的な見直し(再検討)
- 昭和58年 : 第1次点検(公園計画の変更)
- 平成 2年 : 第2次点検(公園計画の変更)
- 平成11年 : 第3次点検(公園計画の変更)
- 平成18年 : 第4次点検(公園計画の変更)

変更のポイント

①特別保護地区に隣接する特別地域の格上げ

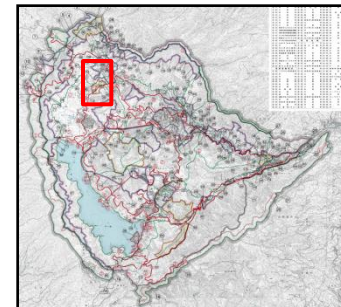
- ・仙石原の特別保護地区に隣接し、一体として風致景観が維持されているススキ草原と天然林の適正な保護を図るため、特別地域の変更（格上げ）を行います。

②集団施設地区の拡張

- ・特に利用者の多い湖尻集団施設地区において、利用者の利便性の向上を図るため、既存宿舎敷地と隣接したエリアについて、一体的な整備が計画できるよう、同集団施設地区の拡張を行います。

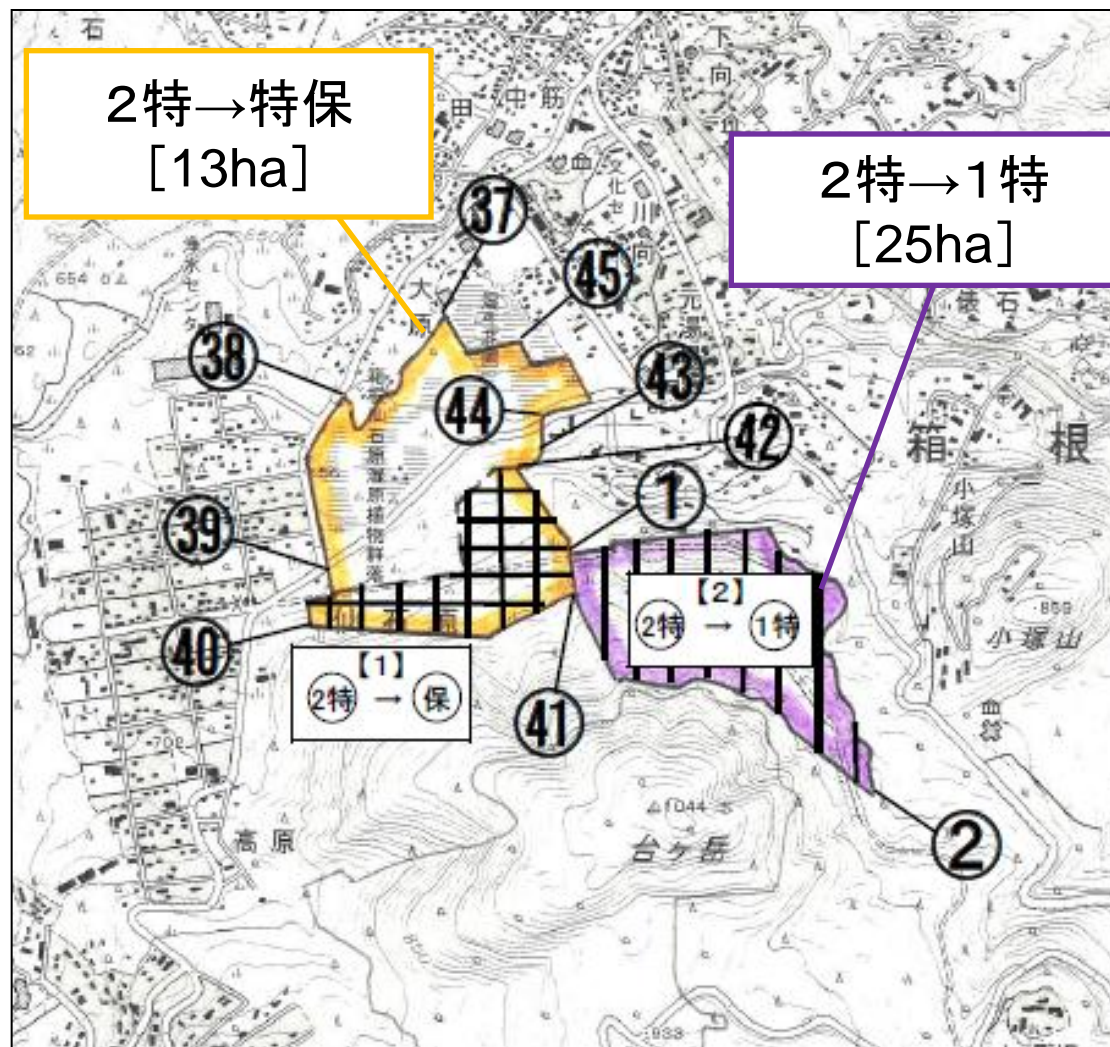
仙石原 保護規制計画の変更

箱根地域
全体図



今回の点検により、現在の特別保護地区に隣接するスキ草原と一体的な景観を有する地域を、特別保護地区に格上げするもの。元の境界線(道路界)が不明瞭であったため、町有地界となる。

今回の点検により、南に位置する台ヶ岳の北東斜面に位置し、落葉広葉樹の天然林が広がり、隣接する1種特別地域と同様の植生景観を有するため。



仙石原 保護規制計画の変更



仙石原(遠望)



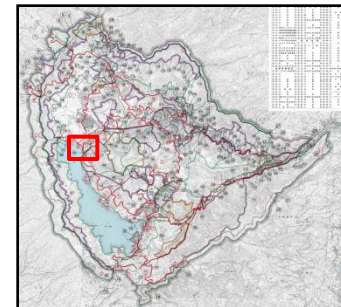
仙石原(2特→特保)



中央火口丘(2特→1特)

湖尻集団施設地区 区域の拡張

箱根地域
全体図



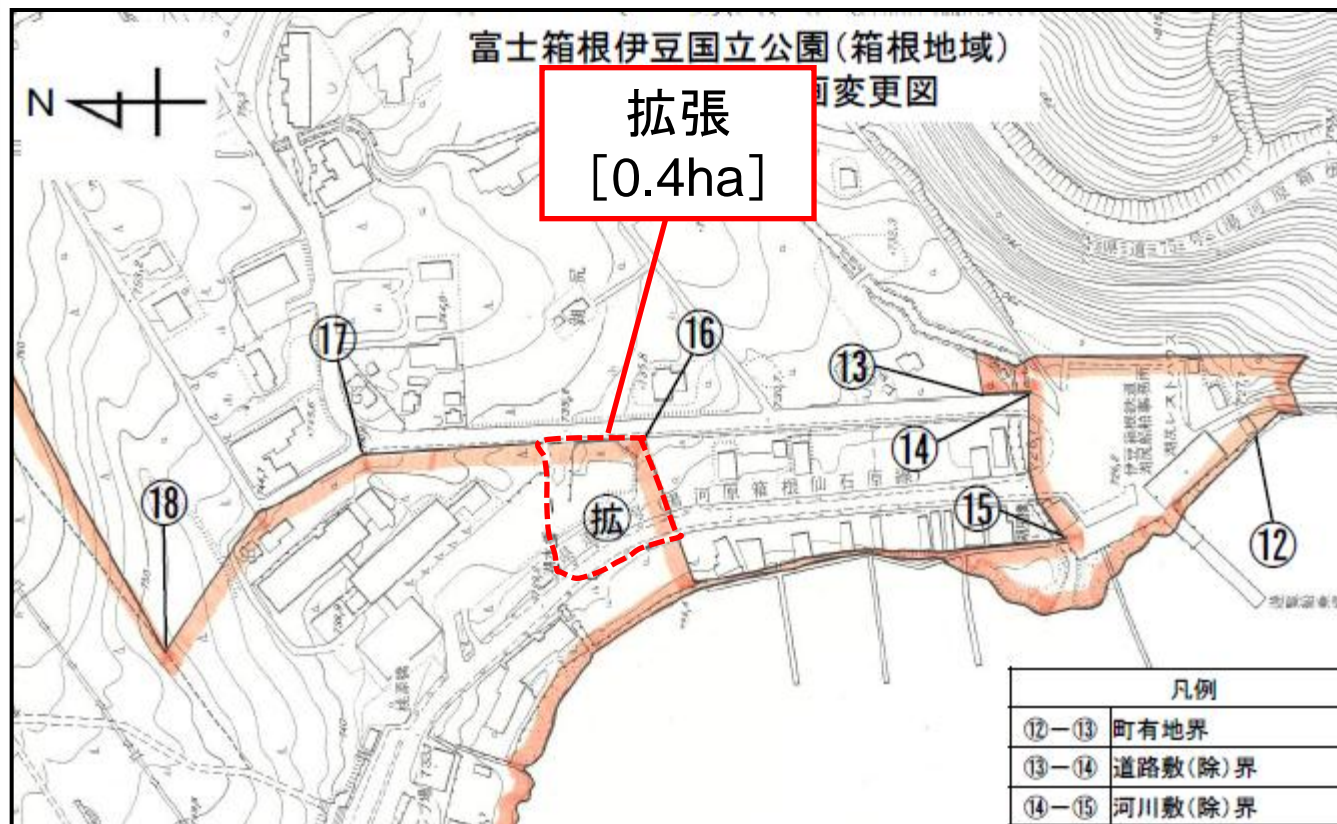
湖尻集団施設地区は箱根地域において、特に利用者の多い場所。
利用施設を充実させることで利便性の向上を図る必要があるため。

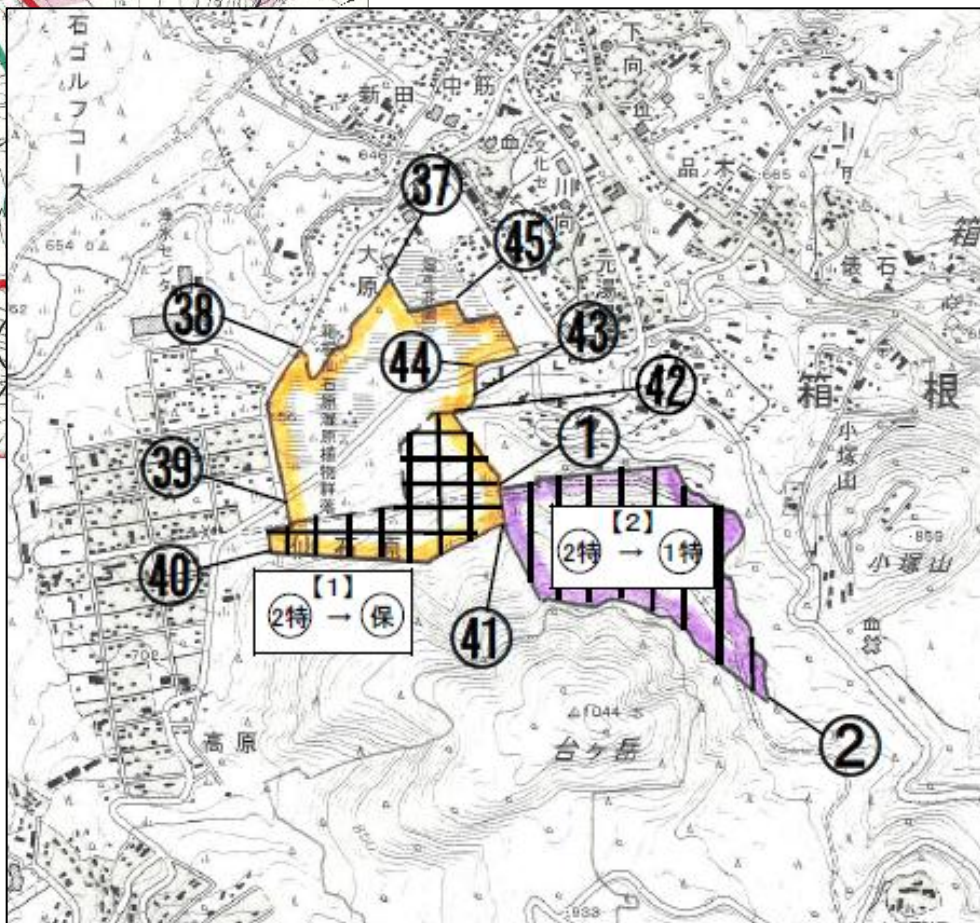
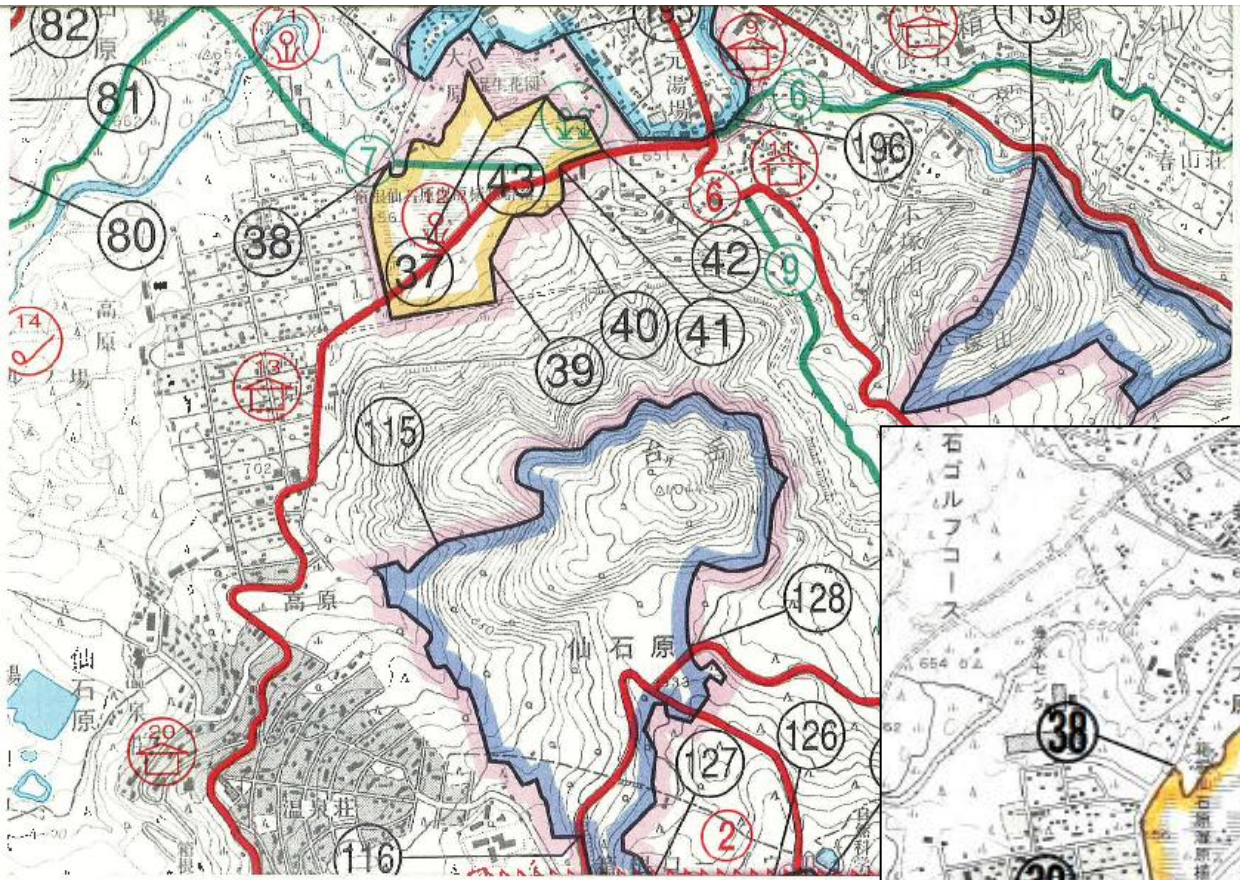


遠望



拡張予定地





富士箱根伊豆国立公園(箱根地域)利用施設計画計画図(集団施設地区計画図)

湖尻集団施設地区計画図及び区域図

区域凡例	
①-②	県有地界
②-③	道路中心界
③-④	所有別(私・私)界
④-⑤	県有地界
⑤-⑥	所有別(私・私)界
⑥-⑦	県有地界
⑦-⑧	実測線界
⑧-⑨	道路中心界
⑨-⑩	林相界
⑩-⑪	見透線界
⑪-⑫	汀線界
⑫-⑬	町有地界
⑬-⑭	道路界(道路敷除)
⑭-⑮	河川界(河川敷除)
⑮-⑯	地番界
⑯-⑰	道路界(道路敷除)
⑰-⑱	所有別(私・私)界
⑱-①	県有地界

